

# 特定基地局開設料の算定について (1.7GHz帯東名阪以外の帯域)

---

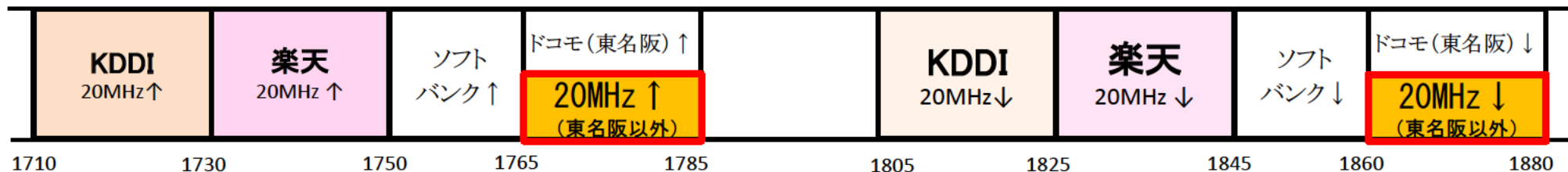
総務省  
移動通信課

## **1.7GHz帯(東名阪以外)の標準的な金額の算定について**

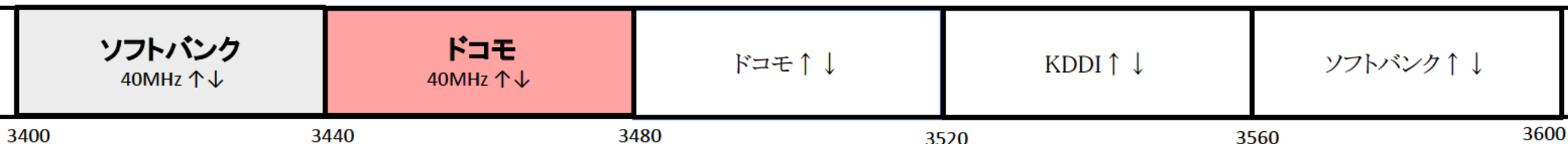
---

- 平成30年4月の割当ての際には、1.7GHz帯（全国）及び3.4GHz帯について4者にそれぞれ割当て。
- 1.7GHz帯（東名阪以外）は、当時希望する申請者はいなかった。

## 【1.7GHz帯】



## 【3.4GHz帯】



# 各者の利用意向状況について(利用意向調査より)

	ドコモ	KDDI/沖縄セルラー	ソフトバンク	楽天モバイル
希望の有無	周波数の割当てを希望	周波数の割当てを希望	周波数の割当てを希望	周波数の割当てを希望
割当て希望時期	早期の周波数割り当てを希望	2021年度後半頃の割当てを希望	公共業務の移行のタイミングに合わせた適切な時期での割当てを希望	速やかに割当て手続が実施されることが適当
割当て幅	一免許人あたり、20MHz×2の割当てを希望	「20MHz幅」全てを一の免許人に割り当てることが適切	20MHz幅×2、FDD方式、NR	一の免許人に対して40MHz（上り20MHz、下り20MHz、合計40MHz）を割り当てることが適当
想定されるユースケース	トラフィック状況によっては地方部であっても基地局密度を高めて本帯域を稠密に利用	5Gエリアの拡充及び品質向上（容量対策）に活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部におけるリモートワーク、リモート授業、IoT等で活用</li> <li>地域産業の振興のために活用</li> <li>プライベート5G等の提供も検討</li> </ul>	現状では地方部における5Gの面的展開には時間がかかるため本周波数を5Gに用いることで早期の面的展開を図る
基地局整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず、LTE利用による基地局整備を進め、周波数を最大限、有効利用する方針</li> <li>2023年度頃を目途に、東名阪バンドとあわせた全国広範なエリアでの5G利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8年以内に東名阪以外の地域において人口カバー率80%を達成</li> <li>5年以内に東名阪以外の地域において、50%以上の2次メッシュで5G高度特定基地局を整備</li> <li>MVNOのニーズを踏まえてネットワークの提供を柔軟に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年度末までに、東名阪以外の地域において、基地局数16,000局超、地域人口カバー率(総通毎の人口カバー率)90%超</li> <li>5Gエリアを地方部へ早期拡大する方針</li> <li>他社とのインフラシェアを推進</li> </ul>	既存の1.7GHz帯と同一の回線設計を活用し基地局を整備
免許人が満たすべき条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術力、財務力が必要不可欠</li> <li>研究開発、国際標準化における、十分な能力と実績が必要不可欠</li> <li>1.7GHz帯東名阪バンドの既存システムへ干渉を与えないように運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務的基礎を有すること</li> <li>申請者は他の申請者のグループ会社であってはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務的基礎を有していること</li> <li>人力的リソース、財務面、置局・運用ノウハウ等を有していること</li> <li>災害時の十分な対応が可能となる体制整備がなされていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務的基礎を有すること</li> <li>同一グループの企業からの複数申請を不可とすることが適当</li> </ul>
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定開設者2者と共同で費用負担を行うことが適切</li> <li>費用負担の多寡を審査項目に含めず、認定開設者間の協議により費用負担額が決定されることが適当</li> </ul>	特定基地局開設料の標準的な金額の算出にあたっては、諸外国の高騰事例を除外するなど適切な考慮が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>5G基盤展開率も評価基準として重視すべき。</li> <li>特定基地局開設料については、高騰しないような水準を目安とすることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数移行費用について、経済規模に応じた負担比率とすることについても、検討を希望</li> <li>「低廉な料金によるサービス提供」の項目追加を要望</li> <li>標準的な金額を超える金額を示した申請者と当該金額の上限額を示した申請者がいる場合には、両者に同じ点数を配点することを要望</li> </ul>
周波数移行に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定開設者2者と共同で費用負担を行うことが適切</li> <li>費用負担の多寡を審査項目に含めず、認定開設者間の協議により費用負担額が決定されることが適当</li> <li>地域ごとに利用可能となる時期についての情報が、開設指針案が示されるよりも前の早い段階で開示されることで、同帯域の活用方法の予見性が高まる</li> </ul>	認定開設者との間で終了促進措置に関する義務に差異が発生することがないように、1.7GHz帯（東名阪以外）の開設指針において明確化が行なわれるべき	全国バンドと東名阪以外バンドにおいて、1対1対0.8の割合で負担することが適当	今回の1.7GHz帯（東名阪以外）の割当てにおいても、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針に基づく公共業務用無線局の周波数移行に係る終了促進措置の枠組みによることが適当

# 1.7GHz帯(東名阪以外バンド)の使用地域について

## ・周波数の割当て帯域: 1.7GHz帯(東名阪以外)

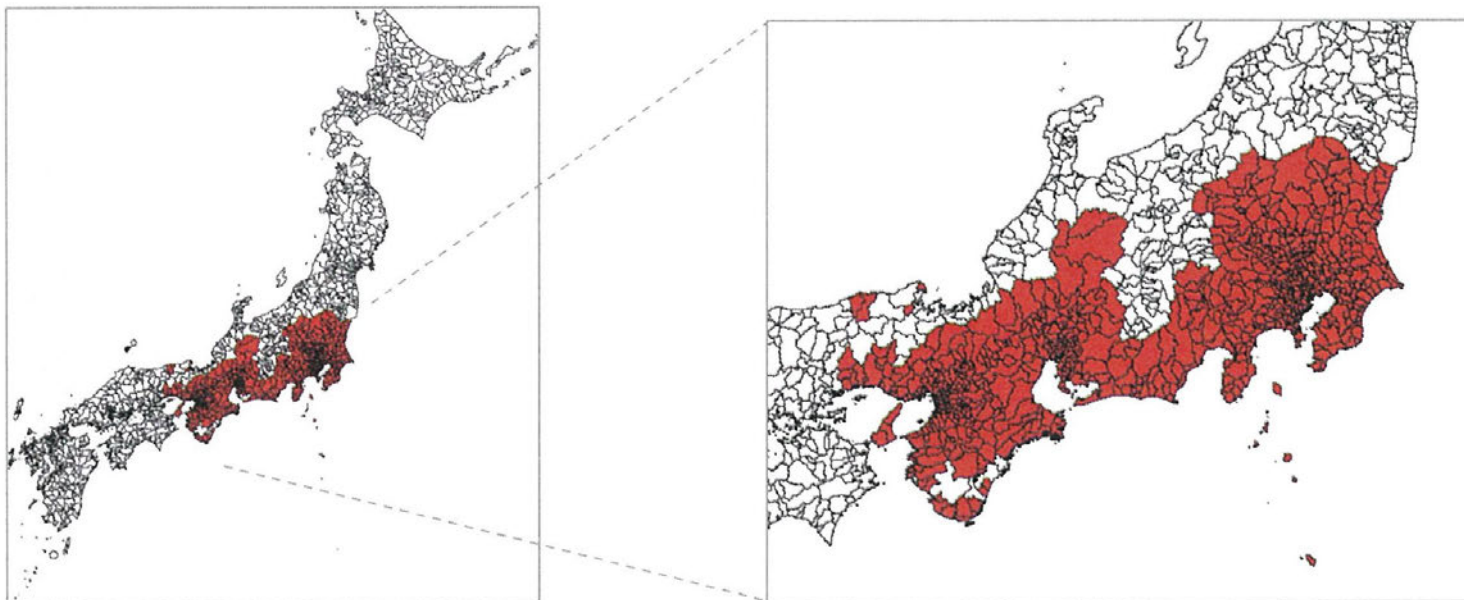
※ 東名阪については、平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針)において規定。

関東総合通信局管区内: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

東海総合通信局管区内: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県(尾鷲市、熊野市及び南牟婁郡を除く。)

近畿総合通信局管区内: 滋賀県、京都府(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、北桑田郡、船井郡、天田郡、加佐郡及び与謝郡を除く。)、

大阪府、兵庫県(豊岡市、養父市、朝来市、宍粟市、丹波市、篠山市、西脇市、多可郡、神崎郡、飾磨郡夢前町、宍粟郡、揖保郡新宮町、佐用郡、赤穂郡及び美方郡を除く。)、奈良県(吉野郡十津川村及び下北山村を除く。)、和歌山県(御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡及び東牟婁郡を除く。)



## 算定に当たってのデータセット

### ・考慮すべき事項

#### (第1段階)

各国のオークション結果 : 令和2年5月時点での5Gのオークションを実施した国の結果を参照  
(落札総額、割当周波数帯域・幅、免許期間)  
3.4GHz帯～3.6GHz帯: 10例  
3.4GHz帯～3.6GHz帯以外のSub6: 5例(700MHz帯、1.4GHz帯、2.6GHz帯)  
ミリ波: 7例

各国の購買力平価GDP : 世界通貨基金(IMF)のWorld Economic Outlook Databaseより2019年時点の各国の購買力平価GDPを参照。

※国によっては、2019年の数値は予測値である点に留意。

#### (第2段階)

周波数帯の補正 : 令和2年5月時点での1.7GHz帯を使用している国の結果を参照。  
(ただし、IMFによる購買力平価GDPの数値がない国については除外。)  
使用している国数: 111カ国、購買力平価GDPの合計額: 966,061億ドル

終了促進措置 : 平成30年の開設指針に規定されている最低金額: 1,950億円を参照。  
なお、周波数割当計画による、1.7GHz帯の公共業務用無線局の使用期限は、令和7年3月31日。

日本の経済規模: 全体の数値は、IMFが公表している数値(購買力平価GDPベース)を参照。  
日本国内の地域別のGDPについては、県内総生産(名目)(平成28年度、内閣府公表)の数値を活用。  
また市町村別のGDPについては、各都道府県が公表している数値を使用(一部推計値も含まれる。)

## <第1段階>

論点1 今回、1.7GHz帯(東名阪以外)の帯域を割り当てる場合には、どの帯域の諸外国のオークション結果を採用するのが良いか。

## <第2段階>

論点2-① 1.7GHz帯(東名阪以外)の終了促進措置に係る金額はどのように設定するのが適当か。

論点2-② 差し引く「一定程度」については、どのような考え方のもとで、設定するのが適当か。

論点2-③ 1.7GHz帯(東名阪以外)の使用地域に応じて、日本の経済規模をどのように補正するか。

論点2-④ 標準的な金額について、平均値や中央値等を用いてどのように下限額を設定するのか。

## <開設指針>

論点3 「著しく下回る金額」について、どのような考え方により設定するか。

### 論点1

各国のオークション制度に基づく落札総額

#### <考慮すべき事項(第1段階)>

- 周波数帯  
(周波数特性や用途・技術的難易度を踏まえた係数補正)
- 周波数幅  
(100MHz幅にそろえる補正)
- 各国の免許期間  
(期間を10年にそろえる補正)
- 他の無線通信システムとの共用  
(各国の事情の把握困難等により補正なし)
- 各国の規模  
(各国の購買力平価GDPを1兆ドルにそろえる補正)

補正後の  
各国のオークション制度に基づく参照金額

#### <考慮すべき事項(第2段階)>

- 周波数帯  
(エコシステムを考慮した係数補正)
- 周波数幅  
(600MHz幅に補正)
- 対象期間  
(10年に補正(※))
- 他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉  
(共用等を考慮した係数補正)
- 終了促進措置  
(一定額を控除)
- 日本の規模  
(我が国の購買力平価GDPを補正)

### 論点2-④

「周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額」

論点2-①

論点2-②

論点2-③

### 論点3

## 諸外国のオークション結果の採用に関する方向性(案)

- 諸外国の5G用周波数の割当てに係るオークション結果については、①3.4GHz～3.6GHz帯、② 3.4GHz～3.6GHz帯以外のSub6、③ミリ波帯のそれぞれの帯域での事例が存在。
- 1.7GHz帯(東名阪以外)の標準的な金額の算定に当たっては、より多くの事例を参照することができること、①～③の特定の帯域のオークション結果を参照しない積極的な理由がないことから、諸外国の5Gに関するオークション結果をすべて参照することが適当。

※ 報告書では、どの帯域のオークション結果も参照できるよう補正の考え方を示している。

## 第1段階の補正に係る算定式

- 報告書に沿った算定式は以下のとおり。

落札額		周波数帯	周波数幅	各国の免許期間	他の無線システムとの共用	各国の経済規模	第1段階の算定額
Sub6	A億円	× 1	100MHz / BMHz	10年 / C年	× 1	10,000億ドル / D億ドル	$\frac{A \times 10,000,000}{B \times C \times D}$
ミリ波	P億円	× 1 / 2	100MHz / QMHz	10年 / R年	× 1	10,000億ドル / S億ドル	$\frac{P \times 10,000,000}{2 \times Q \times R \times S}$

補正

【単位】  
100MHz幅・10年・1兆ドル



○ 700MHz帯

各国	落札額	第1段階補正
イタリア	2,428億円	1,063.5億円
タイ	1,760億円	4,013.9億円
スイス	64.5億円 (※)	52.0億円

○ 3.4~3.6GHz帯

各国	落札額	第1段階補正
英国	1,568億円	165.2億円
独国	4,970億円	186.4億円
韓国	2,726億円	419.6億円
豪州	625億円	344.2億円
イタリア	5,172億円	554.4億円
スイス	276.4億円 (※)	108.5億円
フィンランド	92億円	63.4億円
スペイン	521億円	67.7億円
オーストリア	224億円	60.2億円
台湾	5,050億円	698.0億円

○ 24GHz帯~28GHz帯

各国	落札額	第1段階補正
米国	2,185億円	14.6億円
	759億円	4.2億円
イタリア	195億円	4.2億円
タイ	400億円	7.2億円
韓国	566億円	20.3億円
台湾	60億円	0.9億円

○ 1.4GHz帯

各国	落札額	第1段階補正
スイス	69.1億円 (※2)	52.0億円

○ 37GHz帯

各国	落札額	第1段階補正
米国	8,167億円	11.2億円

○ 2.6GHz帯

各国	落札額	第1段階補正
タイ	1,280億円	460.9億円

※ スイスは他の周波数帯域の落札額との総計のみ(410億円)を公表しているため、落札された周波数幅で按じた落札額を記載。

# 【参考】第1段階の補正による参照金額一覧

	A	B	C	D	E	F	G
オークション 結果の取り方	・3.4～3.6GHz帯	・3.4～3.6GHz帯 以外のSub6	・ミリ波帯	・Sub6全体	・3.4～3.6GHz帯 ・ミリ波帯	・3.4～3.6GHz帯 以外のSub6 ・ミリ波帯	・Sub6全体 ・ミリ波帯
平均値前後	186.4億円 ～ 344.2億円	326.0億円 ～ 1063.5億円	7.2億円 ～ 11.2億円	419.6億円 ～ 554.4億円	186.4億円 ～ 344.2億円	326.0億円 ～ 1,063.5億円	186.4億円 ～ 326.0億円
平均値±10%	240.1億円 ～ 293.4億円	795.7億円 ～ 972.5億円	8.0億円 ～ 9.8億円	425.3億円 ～ 519.8億円	291.2億円 ～ 356.0億円	333.9億円 ～ 408.1億円	291.2億円 ～ 356.0億円
最大値・最小 値を除外した 平均値前後	186.4億円 ～ 344.2億円	326.0億円 ～ 1,063.5億円	7.2億円 ～ 11.2億円	186.4億円 ～ 326.0億円	186.4億円 ～ 344.2億円	101.3億円 ～ 326.0億円	186.4億円 ～ 326.0億円
中央値前後	165.3億円 ～ 186.4億円	101.3億円 ～ 1,063.5億円	4.2億円 ～ 11.2億円	165.3億円 ～ 326.0億円	63.4億円 ～ 108.5億円	7.3億円 ～ 10.2億円	90.4億円 ～ 101.3億円

(参考) 下限値の幅	165.3億円 ～ 186.4億円	101.3億円 ～ 326.0億円	4.2億円 ～ 7.2億円	165.3億円 ～ 186.4億円	63.4億円 ～ 186.4億円	7.3億円 ～ 101.3億円	90.4億円 ～ 186.4億円
---------------	-------------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------

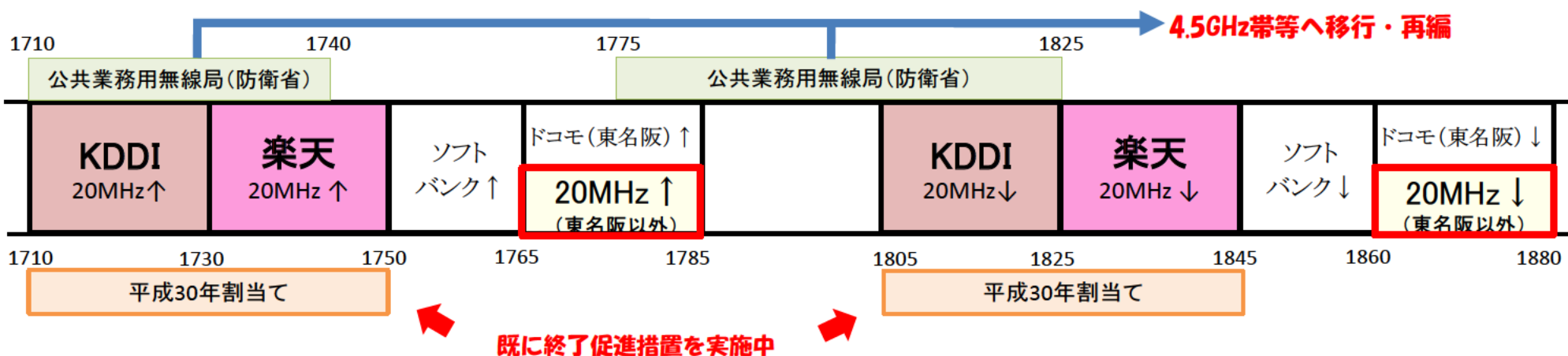
(参考)

平均値	266.8億円	884.1億円	8.9億円	472.5億円	323.6億円	371.0億円	323.6億円
最大値・最小値を 除外した平均値	238.7億円	496.9億円	8.3億円	322.2億円	300.2億円	161.2億円	214.0億円
中央値	175.8億円	326.0億円	7.2億円	186.4億円	67.7億円	8.7億円	95.8億円

## 終了促進措置に係る費用の方向性(案)

- 既に1.7GHz帯(全国)の認定開設者(KDDI・楽天モバイル)によって、公共業務用無線局の既存免許人と終了促進措置を実施しているが、その実施状況は、当初の想定から予定や費用(上振れ)の変更等が見られているところ。
- したがって、現行開設指針の最低負担額(1,950億円)を参照することは、実態に即していないことから、1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てを受ける事業者について、約557億円(1,950億円×0.8/2.8)の額について審査することは適当ではない。
- 他方で、1.7GHz帯(全国)の認定開設者との費用の負担割合を変更することは、事業者間の公平性を損なうものであることから、負担割合については、現行どおり(東名阪以外の帯域は、0.8/2.8の割合)とするのが適当。

※実際の開設指針においては、負担割合の遵守を義務化することと、最低負担額557.1億円の資金確保等について審査を行う規定を盛り込む。



- 現行の開設指針(平成30年策定)では、終了促進措置の最低額1,950億円を以下の割合で負担すると規定。  
全国バンド(1枠) : 全国バンド(1枠) : 東名阪以外バンド(1枠) = 1 : 1 : 0.8
- 現時点では、全国バンド(2枠)しか認定開設者がいないため、2者間で、1 : 1の割合で負担。
- なお、指針では、認定開設者は、共同で終了促進措置を実施することとし、実施事項及び方法について、認定開設者間で協議し、合意の上実施することを義務づけている。

## 「一定程度」の控除の方向性(案)

- 700/900MHz帯の割当て時に実施した終了促進措置の実績及び期間については以下のとおり。  
金額は、概ね開設指針で規定した額 +10% が実績額(上振れ)  
期間は、概ね開設指針で規定する使用期限と同等
- 過去の終了促進措置の実績額及び実績期間を考慮すれば、  
金額については、規定額 +10%が乖離額(危険率)として、当該額を「一定程度」控除する金額とする  
期間については、概ね規定する使用期限と同等であることから、「一定程度」控除する額はなしとするのが適当。

### ○ 終了促進措置の実績金額

周波数帯	開設指針で規定した下限額	事業者の負担可能額	実績額	下限額に占める割合
700MHz帯	600億円	1,500億円 (ドコモ、KDDI/沖セル、ソフトバンク)	643.6億円 (内訳) ・開設指針に規定する費用(設備取得費・工事費):509.8億円 ・その他費用(一般社団法人の運営費用等):133.8億円	107.3%
900MHz帯	1,200億円	2,122.5億円 (ソフトバンク)	979.0億円 (内訳) ・開設指針に規定する費用(設備取得費・工事費):947.2億円 ・その他費用(一般社団法人の運営費用等):31.8億円	81.6%

※開設指針の規定により、終了促進措置に係る費用は認定開設者間で等分して負担。

### ○ 終了促進措置の実績期間

周波数帯	割当て日(認定日)	開設指針で規定した 既存免許人の周波数使用期限	実際の移行完了日	前倒した月数
700MHz帯	平成24年6月割当て	平成31年3月31日	平成31年1月で移行完了	2月分
900MHz帯	平成24年3月割当て	950MHz~958MHz:平成30年3月31日 958MHz~960MHz:平成27年11月30日	平成30年3月で移行完了	0月分

### ○ 控除割合

※開設指針の規定により、周波数の使用期限までに既存免許人の無線設備等の移行を完了する必要がある。

控除率 (開設指針で規定の最低額557.1億円)	0%	10%
控除額	0億円	55.7億円

「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書」(P.23)

#### 4. 標準的な金額の算定における各事項の補正

##### 4.2 第二段階の補正

##### (5) 終了促進措置

周波数の割当ての際に終了促進措置が必要となる場合については、①周波数の割当てにおいては、終了促進措置に係る費用の負担が審査基準となることから、当該周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となるため、終了促進措置の額を差し引いて標準的な金額を算定する、②周波数の経済的価値と周波数移行費用は性質が異なるが、当該周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となるため、終了促進措置の額を一定程度差し引いて標準的な金額を算定する、③周波数の経済的価値と終了促進措置に係る費用は性質が異なるため、終了促進措置の額を標準的な金額から差し引かず標準的な金額を算定する、といった方法により補正することが考えられる。

これらのメリット・デメリットとしては、①については、周波数割当てを受けた者が実際に支払う総額を考慮する一方で、異なる性質のものを同一に評価し差し引くこととなること、②については、異なる性質のものを同一に評価せずに、一定程度、周波数移行に係る支払額を考慮する一方で、周波数帯によって既存免許人の数や属性、移行先周波数の状況等を踏まえると、終了促進措置に係る費用の多寡も異なることから、差し引く額の程度を一律にあらかじめ設定することが困難であること、③については、異なる性質のものを同一に評価しないこととなる一方で、割当てを受けた者が実際に支払う額を考慮せずに算定することとなること、といった点が挙げられる。

周波数の経済的価値と終了促進措置はその性格を異にするものの、実際にその周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となること、終了促進措置の実施により移行が早まり割り当てられた周波数の早期利用が可能となることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されていると言える。これらの点を踏まえると、終了促進措置の補正については、②の方法によることが適当である。

その際、②の方法で終了促進措置の額から差し引く額の程度については、周波数帯によって終了促進措置に係る費用の多寡も異なることから、あらかじめ一律に設定することが困難である。したがって、開設指針を策定する際に、過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等も考慮して設定することなどが考えられる。

## 「一定程度」の控除の方向性(案)

- 1.7GHz帯(東名阪以外)では東名阪エリアは周波数の利用ができないため、経済規模の補正についても考慮する必要がある。
- 内閣府や都道府県が公表している県内総生産や市町村別の総生産を用いて、全国の経済規模の33.0%に当たる経済規模により補正するのが適当。

		東名阪	その他	合計	
県内総生産を用いた 経済規模の割合	県内総生産合計(百万円)	372,495,648	177,370,543	549,866,191	
	比率	67.7%	32.3%	100%	
市町村別総生産を用いた補正		(市町村別の総生産)	- 3,972,172	+ 3,972,172	±0
最終的な 経済規模の割合	県内総生産合計(百万円)	368,523,476	181,342,715	549,866,191	
	比率	67.0%	33.0%	100%	

(参考) 市町村別総生産の修正内容の詳細

単位(百万円)	府県内総生産	
		「東名阪以外」に該当する市町村の総生産
京都府	10,487,555	1,375,645 (福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、北桑田郡、船井郡、天田郡、加佐郡及び与謝郡)
兵庫県	20,937,780	1,777,849 (豊岡市、養父市、朝来市、宍粟市、丹波市、篠山市、西脇市、多可郡、神崎郡、飾磨郡夢前町、宍粟郡、揖保郡新宮町、佐用郡、赤穂郡及び美方郡)
奈良県	3,650,718	26,242 (吉野郡十津川村及び下北山村)
和歌山県	3,676,471	792,436 (御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡及び東牟婁郡)
合計	38,752,524	3,972,172

## 下限額の設定の方向性(案)

- 一般的に、平均値は全オークションの落札額を考慮できる一方で、大小の極端な数値も考慮する。反対に、中央値は、大小の極端な値による影響を受けないが、諸外国のオークション落札額をすべて考慮した値ではない。
- 今回の場合、すべてのオークション落札額を考慮することができることから、1.7GHz帯(東名阪以外)の標準的な金額は、平均値により示すことが適当。

## ○ 平均値等のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
①平均値前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全オークションの落札額を考慮できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。</li> </ul>
②平均値±10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全オークションの落札額を考慮できる。</li> <li>・ 平均値前後のオークション結果に左右されないため、金額の幅を一定にすることが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。</li> </ul>
③最大値・最小値を除外した平均値前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大値・最小値以外のオークションの落札額を考慮できる</li> <li>・ 大小の極端な値をあらかじめ外すことができるため、値が安定しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全オークションの落札額を考慮した数値を考慮できない。</li> <li>・ 第2、第3番目も極端な値の場合には、考慮されるサンプル数値が少なくなるため、値が極端に上振れ(下振れ)する可能性がある。</li> </ul>
④中央値前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大小の極端な値による影響を受けない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ずしも事例が多いわけではない諸外国のオークション結果をすべて考慮した値ではない。</li> </ul>

# 1.7GHz帯(東名阪以外)の開設計画の認定期間の設定について

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
平成30年割当て KDDI・楽天モバイル (1.7GHz(全国))	← 約7年度分は終了促進措置実施期間							→ 約3年度分は占用帯域で使用						
1.7GHz(東名阪以外) 認定期間10年	← 約4年度分は終了促進措置実施期間							→ 約6年度分は占用帯域で使用						
1.7GHz(東名阪以外) 認定期間7年	← 約4年度分は終了促進措置実施期間							→ 約3年度分は占用帯域で使用						

終了促進措置終了期限

赤矢印は開設計画認定期間

### 方向性(案)

- 1.7GHz帯(東名阪以外)の終了促進措置は、令和6年度末までに終了する予定であるが、認定期間を10年とする場合には、令和6年度末以降、占用帯域で排他的に基地局を開設できる期間が約6年度分となり、平成30年割当てに比して倍の期間となる。
- 一方で、認定期間が7年の場合には、令和6年度末以降は平成30年割当てと同様の期間となる。
- したがって、1.7GHz帯(全国)の事業者との公平性を担保するため、認定期間を7年とすることが適当。  
(認定期間の変更は省令改正により可能。)

電波法(昭和25年法律第131号)  
(開設計画の認定)

第27条の13

7 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)を超えない範囲内において総務省令で定める。

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

(開設計画の認定の有効期間)

第9条の2 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)とする。



※ 終了促進措置額の「一定程度」差し引く額を最低額の1割とする場合(55.7億円)

(単位:億円)

○ 700MHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
イタリア	2,428	1,063.5	4,298.0
タイ	1,760	4,013.9	11,567.2
スイス	64.5 (※)	52.0	358.8

○ 1.4GHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
スイス	69.1億円 (※2)	52.0億円	314.4

○ 2.6GHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
タイ	1,280億円	460.9億円	1,279.0

○ 3.4~3.6GHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
英国	1,568	165.2	620.9
独国	4,970	186.4	707.4
韓国	2,726	419.6	1,661.8
豪州	625	344.2	1,353.2
イタリア	5,172	554.4	2,214.0
スイス	276.4 (※)	108.5	388.4
フィンランド	92	63.4	203.8
スペイン	521	67.7	221.5
オーストリア	224	60.2	190.8
台湾	5,050	698.0	2,801.6

○ 24GHz帯~28GHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
米国	2,185	14.6	0
	759	4.2	0
イタリア	195	4.2	0
タイ	400	7.2	0
韓国	566	20.3	0
台湾	60	0.9	0

○ 37GHz帯

各国	落札額	第1段階補正	第2段階補正
米国	8,167億円	11.2億円	0

※ スイスは他の周波数帯域の落札額との総計のみ(410億円)を公表しているため、落札された周波数幅で按分した落札額を記載。

## 標準的な金額の試算

## ○ 第2段階における全体の補正係数値と終了促進措置額

第2段階補正 (終了促進措置除く)	周波数帯	他の無線システムとの共用	割当周波数幅	対象期間	日本の経済規模	全体係数値
係数値	21.73	0.5	0.2	1	5.7119×0.33	4.09

※周波数帯: 使用している国(111カ国)と経済規模(966,061億ドル)とオークション結果のある国(12カ国)と経済規模(411,210億ドル)を用いて算定。  
今後、委託調査により、国数や経済規模を調査するため、現時点での暫定値を基に試算。

他の無線システムとの共用は、報告書どおり0.5

割当周波数幅は、20MHz幅/100MHz幅

対象期間は、報告書どおり10年より、10/10

終了促進措置額		
	引き算	開設計画上の下限額
	計算式・額	(1,950億円×0.8/2.8) =557.1億円
差し引く額	案① : 1割	55.7億円
	案② : 0割	0億円

## ○ 標準的な金額 = (参照額(第1段階補正後) × 4.09) - 終了促進措置額(一定程度)

(億円)	総額ベース		年額ベース(7年)		年額ベース(10年)	
	案①	案②	案①	案②	案①	案②
平均値前後	1,279.0 ~ 1,353.2	1,334.7 ~ 1,408.9	182.7 ~ 193.3	190.7 ~ 201.3	127.9 ~ 135.3	133.5 ~ 140.9
平均値±10%	1,152.8 ~ 1,409.0	1,192.3 ~ 1,457.2	164.7 ~ 201.3	170.3 ~ 208.2	115.3 ~ 140.9	119.2 ~ 145.7
平均値±20%	1,024.7 ~ 1,537.1	1,059.8 ~ 1,589.7	146.4 ~ 219.6	151.4 ~ 227.1	102.5 ~ 153.7	106.0 ~ 159.0
最大値・最小値を除外した 平均値前後	707.4 ~ 1,279.0	763.1 ~ 1,334.7	101.1 ~ 182.7	109.0 ~ 190.7	70.7 ~ 127.9	76.3 ~ 133.5
中央値前後	314.4 ~ 358.8	370.1 ~ 414.5	44.9 ~ 51.3	52.9 ~ 59.2	31.4 ~ 35.9	37.0 ~ 41.5

【参考】平均値、最大値・最小値を除外した平均値、中央値

案① 平均値:1,280.9億円、最大値・最小値を除外した平均値:1,186.7億円、中央値:336.6億円

案② 平均値:1,324.7億円、最大値・最小値を除外した平均値:876.0億円、中央値:392.3億円

## 方向性(案)

- ・ 法令の用例を参照すると「著しい」を定量的に捉えると、概ね50%(▲50%)、70%(▲30%)、90%(▲10%)の事例が存在。
- ・ 「著しく下回る金額」については、①周波数の経済的な価値を反映するものではなく、周波数の割当てに当たって、申請者が最低限負担すべき金額を示す制度的な観点から設定するものであること、②最低限負担すべき金額が高いと参入事業者のハードルとなりうること、③競願時審査においてより周波数の経済的な価値を反映した特定基地局開設料を示した事業者を評価することなどを考慮して、「著しく下回る金額」は、標準的な金額の50%(▲50%)に相当する金額とするのが適当。

1. 辞書的な意味(広辞苑) はっきりとわかる。顕著である。

## 2. 用例

## A. 「著しい」 = 50%(▲50%) とする例

## ①固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(平成15年10月31日 企業会計基準委員会)

市場価格における固定資産の減損処理をする場合、「市場価格が著しく下落したこと」には、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当。

## ②所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 (略)

・所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

(時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲)

第六十九条 法第五十九条第一項第二号(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

## B. 「著しい」 = おおむね70%(▲30%) とする例

## ①所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

(たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産(事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。)又は遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。) 当該贈与又は遺贈の時ににおけるそのたな卸資産の価額
- 二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2 (略)

## ・所得税基本通達

(著しく低い価額の対価による譲渡の意義)

40-2 法第40条第1項第2号に規定する「著しく低い価額の対価による譲渡」とは、同条に規定する棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額に満たない対価により譲渡する場合の当該譲渡をいうものとする。

(注) 法第40条第1項第2号の規定の趣旨は、たとえ譲渡の形式をとっている場合でも、実質的に部分的な贈与をしたと認められる行為は、その実質に着目して課税処理をすることにあるから、棚卸資産を著しく低い対価で譲渡した場合であっても、商品の型崩れ、流行遅れなどによって値引販売が行われることが通常である場合はもちろん、実質的に広告宣伝の一環として、又は金融上の換金処分として行うようなときには、この規定の適用はないことに留意する。

(実質的に贈与をしたと認められる金額)

40-3 法第40条第1項第2号に規定する「実質的に贈与をしたと認められる金額」とは、同項に規定する棚卸資産の39-1に定める価額とその譲渡の対価の額との差額に相当する金額をいうのであるが、当該棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額からその対価の額を控除した金額として差し支えない。

## ②看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)

(看護師等確保推進者の設置等)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。

- 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの
  - 二 (略)
- 2~5 (略)

## ・看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則(平成四年厚生省令第六十一号)

(看護師等確保推進者を置かなければならない病院)

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号。以下「法」という。)第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(前ページから続き)

## C. 「著しい」 = 90%(▲10%)とする例

### ①野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

※指定野菜価格安定対策事業として、販売した指定野菜(キャベツ、きゅうり、大根など)の平均販売価額(出荷された野菜の平均価額)が、市場平均価格(過去6年の市場価格の平均)の90%にあたる保証基準額を下回った場合に補てんされる。

(その他)

### ○ 独占禁止法

不当廉売規制について、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と規定されているが、廉売商品を販売する事業者が、廉売商品を供給しなければ、発生しない費用(仕入原価や販売費及び一般管理費等を含む。)を下回る場合には、「供給に擁する費用を著しく下回る対価」とであると推定され、「著しく」自体に定量的な基準はない。

### ○ WTO補助金協定(補助金及び相殺措置に関する協定)

補助金の効果として、「補助金の交付を受けた製品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の製品の価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものである」場合には、「著しい害」に該当するとされているが、市場価格における「著しい」の基準については、明示的に示されているものではない。

※「著しい害」には推定規定として、補助金総額が製品の価額(補助金対象の企業の販売総額)の5%を超えている場合と規定。

## ○ 第2段階における全体の補正係数値と終了促進措置額

第2段階補正 (終了促進措置除く)	周波数帯	他の無線システムとの共用	割当周波数幅	対象期間	日本の経済規模	全体係数値
係数値	21.73	0.5	0.2	1	5.7119×0.33	4.09

終了促進措置額		
	引き算	開設計画上の下限額
	計算式・額	(1,950億円×0.8/2.8) =557.1億円
差し引く額	案① : 1割	55.7億円
	案② : 0割	0億円

※周波数帯: 使用している国(111カ国)と経済規模(966,061億ドル)とオークション結果のある国(12カ国)と経済規模(411,210億ドル)を用いて算定。  
 今後、委託調査により、国数や経済規模を調査するため、現時点での暫定値を基に試算。  
 他の無線システムとの共用は、報告書どおり0.5  
 割当周波数幅は、20MHz幅/100MHz幅  
 対象期間は、報告書どおり10年より、10/10

## ○ 標準的な金額 = (参照額(第1段階補正後) × 4.09) - 終了促進措置額(一定程度)

(億円)	総額ベース		年額ベース(7年)		年額ベース(10年)	
	案①	案②	案①	案②	案①	案②
平均値前後	1,279.0 ~ 1,353.2	1,334.7 ~ 1,408.9	182.7 (91.4) ~ 193.3	190.7 (95.3) ~ 201.3	127.9 (63.5) ~ 135.3	133.5 (66.7) ~ 140.9
平均値±10%	1,152.8 ~ 1,409.0	1,192.3 ~ 1,457.2	164.7 (82.3) ~ 201.3	170.3 (85.2) ~ 208.2	115.3 (57.6) ~ 140.9	119.2 (59.6) ~ 145.7
平均値±20%	1,024.7 ~ 1,537.1	1,059.8 ~ 1,589.7	146.4 (73.2) ~ 219.6	151.4 (75.7) ~ 227.1	102.5 (51.2) ~ 153.7	106.0 (53.0) ~ 159.0
最大値・最小値を除外した平均値前後	707.4 ~ 1,279.0	763.1 ~ 1,334.7	101.1 (50.5) ~ 182.7	109.0 (54.5) ~ 190.7	70.7 (35.4) ~ 127.9	76.3 (38.2) ~ 133.5
中央値前後	314.4 ~ 358.8	370.1 ~ 414.5	44.9 (22.5) ~ 51.3	52.9 (26.4) ~ 59.2	31.4 (15.7) ~ 35.9	37.0 (18.5) ~ 41.5

【参考】平均値、最大値・最小値を除外した平均値、中央値

案① 平均値:1,280.9億円、最大値・最小値を除外した平均値:1,186.7億円、中央値:336.6億円

案② 平均値:1,324.7億円、最大値・最小値を除外した平均値:876.0億円、中央値:392.3億円

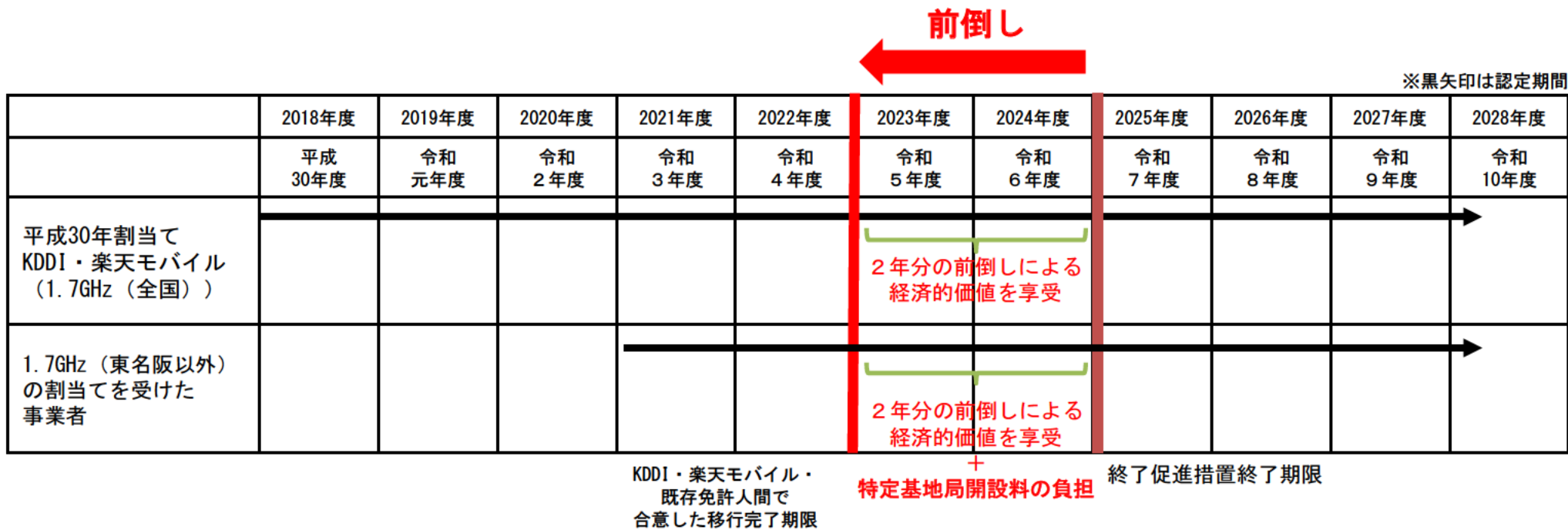
※ カッコ書きは「著しく下回る」金額

# **1.7GHz帯(東名阪以外)の終了促進措置に 関する特例事情について**

---

## 特例事情の考慮について(案)

- 既に先行的して終了促進措置を実施している2者(KDDI・楽天モバイル)は、電波法の一部を改正する法律(令和元年5月公布・施行)前であるため、割り当てられた帯域に係る特定基地局開設料は負担していない。
- 加えて2者は、令和6年度末の既存免許人の使用期限に対して2年前倒しによる令和4年度末までの移行完了を予定。したがって、終了促進措置は3者で共同実施、負担割合も現行のままであるのにもかかわらず、2者は当該2年分の経済的価値を「特定基地局開設料を負担することなく」享受できる一方で、1.7GHz帯(東名阪以外)の割当てを受ける事業者は「特定基地局開設料を負担しながら」当該経済的価値を享受することとなる。
- したがって、事業者間の公平性を確保するために、1.7GHz帯(東名阪以外)の標準的な金額から、全国バンドの経済的価値の2割(2年/認定期間10年)に相当する額を差し引くのが適当。





# 1.7GHz帯(東名阪以外バンド)の終了促進措置に係る特例事情の試算


## ○ 第2段階における全体の補正係数値と終了促進措置額

第2段階補正 (終了促進措置除く)	周波数帯	他の無線システムとの共用	割当周波数幅	対象期間	日本の経済規模	全体係数値
係数値	21.73	0.5	0.2	1	5.7119	12.41

終了促進措置額		
	引き算	開設計画上の下限額
	計算式・額	(1,950億円×0.8/2.8) =557.1億円
差し引く額	案① : 1割	55.7億円
	案② : 0割	0億円

※周波数帯: 使用している国(111カ国)と経済規模(966,061億ドル)とオークション結果のある国(12カ国)と経済規模(411,210億ドル)を用いて算定。  
 今後、委託調査により、国数や経済規模を調査するため、現時点での暫定値を基に試算。  
 他の無線システムとの共用は、報告書どおり0.5  
 割当周波数幅は、20MHz幅/100MHz幅  
 対象期間は、報告書どおり10年より、10/10

(億円)	総額ベース		2年分の経済的価値	
	案①	案②	案①	案②
平均値	2,244.3 ~ 3,977.4	2,313.9 ~ 4,047.0	448.9 ~ 795.5	462.8 ~ 809.4
平均値±10%	3,559.7 ~ 4,350.8	3,615.2 ~ 4,418.5	711.9 ~ 870.2	723.0 ~ 883.7
平均値±20%	3,164.2 ~ 4,746.3	3,213.5 ~ 4,820.2	632.8 ~ 949.3	642.7 ~ 964.0
最大値・最小値を除外した平均値	2,244.3 ~ 3,977.4	2,313.9 ~ 4,047.0	448.9 ~ 795.5	462.8 ~ 809.4
中央値	1,052.5 ~ 1,187.3	1,122.1 ~ 1,256.9	210.5 ~ 237.5	224.4 ~ 251.4

 特例事情による差し引く額

# 標準的な金額の試算(特例事情を差し引いた場合)

## ○ 第2段階における全体の補正係数値と終了促進措置額

第2段階補正 (終了促進措置除く)	周波数帯	他の無線システムとの共用	割当周波数幅	対象期間	日本の経済規模	全体係数値
係数値	21.73	0.5	0.2	1	5.7119×0.33	4.09

※周波数帯: 使用している国(111カ国)と経済規模(966,061億ドル)とオークション結果のある国(12カ国)と経済規模(411,210億ドル)を用いて算定。  
 今後、委託調査により、国数や経済規模を調査するため、現時点での暫定値を基に試算。  
 他の無線システムとの共用は、報告書どおり0.5  
 割当周波数幅は、20MHz幅/100MHz幅  
 対象期間は、報告書どおり10年より、10/10

終了促進措置額		
	引き算	開設計画上の下限額
	計算式・額	(1,950億円×0.8/2.8) =557.1億円
差し引く額	案① : 1割	55.7億円
	案② : 0割	0億円

## ○ 標準的な金額 = {(参照額(第1段階補正後) × 4.09 - 終了促進措置額(一定程度))} - 特例事情の額

(億円)	総額ベース		年額ベース(7年)		年額ベース(10年)	
	案①	案②	案①	案②	案①	案②
平均値前後	830.1 ~ 557.7(※1)	871.9 ~ 599.5(※1)	118.6 (59.3) ~ 79.7(※1)	124.6 (62.3) ~ 85.6(※1)	83.0 (41.5) ~ 55.8(※1)	87.2 (43.6) ~ 59.9(※1)
平均値±10%	440.9 ~ 538.9	469.2 ~ 573.5	63.0 (31.5) ~ 77.0	67.0 (33.5) ~ 81.9	44.1 (22.0) ~ 53.9	46.9 (23.5) ~ 57.4
平均値±20%	391.9 ~ 587.9	417.1 ~ 625.6	56.0 (28.0) ~ 84.0	59.6 (29.8) ~ 89.4	39.2 (19.6) ~ 58.8	41.7 (20.9) ~ 62.6
最大値・最小値を除外した平均値前後	258.5 ~ 483.5	300.3 ~ 525.3	36.9 (18.5) ~ 69.1	42.9 (21.5) ~ 75.0	25.9 (12.9) ~ 48.3	30.0 (15.0) ~ 52.5
中央値前後	103.9 ~ 121.4	145.6 ~ 163.1	14.8 (7.4) ~ 17.3	20.8 (10.4) ~ 23.3	10.4 (5.2) ~ 12.1	14.6 (7.3) ~ 16.3

※1 実額を使用しているため、全国バンドの2年分の経済的価値と東名阪以外の経済的価値の差額が上限額と下限額で異なっている。  
 ※2 カッコ書きは「著しく下回る」金額